

香川高等専門学校詫間キャンパス学生相談室委員会規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校学生相談室規程第7条第2項の規定に基づき、学生相談室委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、詫間キャンパスにおける、次に掲げる事項について審議する。

- 一 学生相談室の事業計画及び運営に関すること。
- 二 学生相談室の施設及び設備に関すること。
- 三 学生相談に関わる研修会及び講演会に関すること。
- 四 その他学生相談室に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学生相談室長
- 二 各学科及び一般教育科教員 各1名
- 三 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生相談室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任命)

第5条 第3条第二号に規定する委員は、各学科及び一般教育科からの推薦に基づき、校長が任命する。

(任期)

第6条 第3条第二号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第7条 委員会に必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、その審議内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は必要があるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じ委員会の審議結果を企画運営会議に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課学生係において処理する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。